第三章第二節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二　独立行政法人評価制度委員会

第十七条の二　独立行政法人評価制度委員会については、独立行政法人通則法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第三章第二節第六款の款名を削る。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

（独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正）

第四十七条　独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人情報通信研究機構法

第一条、第三条及び第四条中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第四条の二　機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十一条を次のように改める。

（理事の任期）

第十一条　理事の任期は、二年とする。

第十七条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会（債務保証勘定に係る承認については総務省の独立行政法人評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会）の意見を聴くとともに」を削る。

第十九条中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

第二十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条　削除

（独立行政法人統計センター法の一部改正）

第四十八条　独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（行政執行法人）」に改め、同条中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第九条を次のように改める。

（理事長及び理事の任期等）

第九条　通則法第二十一条の三第一項の個別法で定める期間は、四年とする。

2　理事の任期は、二年とする。

第十一条の見出し中「要求」を「命令」に改め、同条第一項中「とることを求める」を「とるべきことを命ずる」に改め、同条第二項を削る。

第十三条第一項中「通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度」を「毎事業年度」に、「当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画」を「翌事業年度に係る通則法第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画」に、「当該次の中期目標の期間」を「翌事業年度」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十四条中「、主務省」及び「、総務省」を削る。

第十六条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第十一条の規定による総務大臣の命令に違反したとき。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第四十九条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十条第五項第一号中「特定独立行政法人（」を「行政執行法人（」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に改める。

（独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正）

第五十条　独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「機構の」を「国立研究開発法人情報通信研究機構の」に改める。

（日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正）

第五十一条　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第百三条第一項中「特定独立行政法人（」を「行政執行法人（」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に改める。

第百十一条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正）

第五十二条　電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「機構が」を「国立研究開発法人情報通信研究機構が」に、「前条の規定による改正後の独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）」に改める。

附則第七条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「機構」とあるのは、「国立研究開発法人情報通信研究機構」とする。

（地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の一部改正）

第五十三条　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三章第六節の次に一節を加える改正規定（第三十八条の二第一項に係る部分に限る。）中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第五十四条　行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第五十七条を次のように改める。

（総務省設置法の一部改正）

第五十七条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款の二　独立行政法人評価制度委員会（第十七条の二）」を「第二款の二　行政不服審査会（第十七条の二）　第二款の三　独立行政法人評価制度委員会（第十七条の三）」に改める。

第八条第二項中「独立行政法人評価制度委員会」を「行政不服審査会　独立行政法人評価制度委員会」に改める。

第三章第二節第二款の二中第十七条の二を第十七条の三とする。